



# 衆議院憲法調査会ニュース

H15.3.14 Vol.46

第 156 回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

## 3月13日に開会された小委員会

統治機構のあり方に関する調査小委員会  
基本的人権の保障に関する調査小委員会

### 統治機構のあり方に関する調査小委員会 (第2回)

〔テーマ〕

地方自治（小規模自治体の実態について）

参考人：阿部 學雄君

(新潟県亀田町長)

質疑者

福井 照君(自民)	古川 元久君(民主)
斉藤 鉄夫君(公明)	武山百合子君(自由)
山口 富男君(共産)	北川れん子君(社民)
井上 喜一君(保守新党)	佐藤 勉君(自民)
中川 正春君(民主)	伊藤 公介君(自民)

質疑終了後、自由討議

#### 阿部學雄参考人の意見陳述の要点

##### 1 亀田町の概要について

- ・ 亀田町は、人口は3万2千人余、面積は約16平方キロであり、地理的には、新潟市の東南、横越町の西に位置し、同市への通勤・通学者の割合も高く、日常生活においても、町の3分の2を囲む新潟市との関係が密接である。

##### 2 亀田町都市づくり構想について

- ・ 亀田町では、平成5年に都市計画マスタープランを策定し、駅の東側に福祉ゾーンを設置するなど、福祉、文教の分野に力を入れてきている。

##### 3 広域合併について

- ・ 市と町村の行政では財政面や行政権限において大きな差があることを踏まえ、市制化を目指すため、亀田町と同じく、昭和の大合併の際に新潟市と合併しなかった横越町との合併を行う「5万人都市構想」を当初持っていた。
- ・ その後、地方分権一括法の施行や合併特例法を

背景に、亀田町商工会議所等の諸団体からの要望を契機として、平成13年には「新潟市・亀田町・横越町合併問題協議会」が設置され、協議が進められたが、近隣市町村における合併論議を受け、平成14年、同協議会は発展的に解消され、4市4町4村からなり、政令指定都市を目指す「新潟地域合併問題協議会」が設けられた。

#### 4 新潟都市圏ビジョンについて

- ・ 政令指定都市が実現すれば、日本海側では初めてであり、人口においては新潟県の3分の1を占めることになる。また、地理的にも日本の中心にあり、東南アジア等との交流が容易であるという利点を活かした上で、空港等の拡充、近隣県との交流、商業の集積等を通じてさらなる発展を目指したい。
- ・ 「新潟都市圏ビジョン」においては、「活力ある産業が展開するまち」等、五つの「目指すべき都市の姿」を掲げているが、亀田町としては、これまでの新潟市のサブとしての位置付けから、新しくできる「市」の副都心として、発展していきたいと考える。

#### 阿部學雄参考人に対する質疑の概要

福井 照君(自民)

- ・ 亀田町は、横越町との合併による「5万人都市構想」から、新潟市等を含めた合併による政令指定都市構想へと、合併についての考え方を変えたが、両構想のメリット及びデメリットについて、参考人の考えを伺いたい。
- ・ 現在、日本人は倫理、道徳観を培う場を失っており、日本人としての価値観等を大切にするためにも、広域合併を進める際には、地域のコミュニティを大事にすることも必要であると考えるが、この点について参考人はどのように考えるか。
- ・ 広域合併を進めるに当たり、住民投票という段階を踏む場合もあると考えるが、民意の捉え方についての参考人の意見を伺いたい。

古川元久君（民主）

- ・不景気の下で地方が疲弊している現状を踏まえ、地方の活性化の視点からも都道府県を再編し道州制を導入すべきであると考え。亀田町が政令指定都市となった場合、県の役割が相対的に縮小すると考えるが、都道府県の役割について、道州制の導入も含め、どのように考えるか。
- ・小さな自治体が自立するためのポイントとしては、人口増加を図ることや産業振興による財源確保が考えられるが、この点について、参考人はどのように考えるか。

斉藤鉄夫君（公明）

- ・亀田町は、当初、横越町との合併による「5万人都市構想」を志向していたとのことであるが、なぜ最初から新潟市との合併を考えなかったのか。まず、「5万人都市構想」を実現し、その後、政令指定都市を目指すということを考えていたのか。
- ・政令指定都市制度は、市と国とが直結するものであり、県との関係が難しく、また、事業等において重複・無駄が生じる場合があり、通常の「市-県-国」の制度との間に、一国二制度的な矛盾があると考え。参考人は、なぜ政令指定都市を強く志向しているのか。
- ・教育の分野における国と地方の役割分担について、地方分権の観点から、参考人はどのように考えるか。
- ・合併に対する反対論として、福祉等に関して地域住民の要望が汲み上げられなくなるとの意見があるが、広域合併と地域住民の声の反映との関係について、参考人はどのように考えるか。

武山百合子君（自由）

- ・昭和28年の市町村の大合併の際に、亀田町が新潟市と合併しなかった理由は何か。
- ・亀田町が広域連携によって処理している事務の具体的な事例について伺いたい。
- ・亀田町がこれまで権限や財源が十分でない中で町の運営をしてきたことに対し、県はどのように対応してきたか。
- ・亀田町の合併構想の推進は、新潟市と同様の行政サービスを受けたいと住民が考えていることが理由となっているのか。
- ・参考人が亀田町と新潟市等との合併構想を推進する根本的な理由は何か。

山口富男君（共産）

- ・参考人から、亀田町は福祉や文教分野に重点を

おいているとの発言があったが、これらは、憲法や地方自治の趣旨から、地方自治体の仕事であると考え。これらの分野において施策を進める上で、国や県との関係で障害となっている点や改善して欲しい点はあるか。

- ・合併推進に当たっては、住民の意思が基本であるので、情報公開と住民の判断を重視すべきであり、また、合併によって行政サービスが後退しないように配慮しなければならないと考える。住民に対する6回にわたる説明会や、合併に対する意見が割れたとも評価できるアンケート結果にかんがみ、住民意思の尊重の観点から、今後、住民にどのような働きかけをすることを検討しているか。また、町議会においては、特別委員会等で常時意見交換が行われているのか。

北川れん子君（社民）

- ・現代社会ではさまざまな意見の対立があり、その中で合併により住民に身近な従来の市町村の議会が消滅することは、住民自治や住民の政治参加の観点から問題である。また、合併により、地方公務員についてもリストラが行われ、地域経済に大きな影響を与えられる。したがって、合併について参考人が指摘する合併による経費節減の観点からのみ評価することはできないと考えるが、いかがか。
- ・全国町村会長による強制合併反対の意見や、亀田町周辺市町村の首長による合併反対の意見について、参考人はどのような認識をもっているのか。
- ・国や県からの権限・財源の移譲があれば、亀田町は、当初の横越町との合併による「5万人都市構想」の下においても、住民とともに発展できるのではないかと考えるが、いかがか。

井上喜一君（保守新党）

- ・各自治体における画一的な土地利用による無駄な投資の回避や財政の効率化等を目指すならば合併が必要であると考え、亀田町が位置する新潟県の場合、さらに進めて、県自体を一つの市にしてしまう方がよいと考えるが、いかがか。
- ・都道府県知事と市町村長では事情が異なるが、首長の多選禁止は必要であると考え、また、必要であるならば何期までが適当であると考えか。

**佐藤 勉君(自民)**

- ・ 亀田町が進める合併は、県内全域において合併を進め、市町村数を減らすべきであるとする考え方に基づくものであるのか。また、合併するに当たり、亀田町にとって有利となるよう協議を進めるべきであると考えているが、いかがか。
- ・ 合併のメリットとして、住民サービスの向上が挙げられているが、合併協議の資料を見ると児童福祉や高齢者福祉の分野では新潟市に優っている点もあるように思われる。こうした優位な分野での合併による住民サービスについては、どのように考えているのか。
- ・ 地方分権の進展に伴い、自治体においては人材の育成が一層重要な課題となっていくと考えるが、この点についてどのように考えるか。また、亀田町における具体的な取組みがあれば教えて欲しい。

**中川 正春君(民主)**

- ・ 亀田町は、新潟市への通勤・通学率が高い等、同市等との合併の基礎的条件が整っていると思われるが、それにも関わらず、アンケート結果では3割程度の住民が合併協議について消極的である。参考人は、その理由は何であると考えているか。
- ・ 合併により政令指定都市となった場合、区を中心にして合併前の町や村の独自性を活かすことが可能になるとも考えられるが、その場合であっても、住民には、どのように行政・政治に参加することができるのか不安がある。この点についてどのように考えているのか。

**伊藤 公介君(自民)**

- ・ 亀田町が誇るものを三つ挙げるとすれば何か。
- ・ 今日、地方の行政には、廃棄物の処理、空港や原子力発電所の設置等、広域行政が必要な分野がある。また、都市や農村は、それぞれの「良さ」を追求すべきであるといった流れもある。こうしたことを踏まえたとき、亀田町の将来像として、どのようなものが考えられるか。

**自由討議における委員の発言の概要(発言順)**  
**島 聡君(民主)**

- ・ (a)住民発議(有権者の50分の1以上の署名)による合併協議会の設置手続において、非常に多くの署名により住民発議がなされたにもかかわらず、関係市町村の一つの議会のみが反対したために協議会が設置されなかった事例、(b)

都道府県合併の際に必要な特別法が、95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」に該当し、その制定に当たっては、その地方公共団体の住民投票が必要となること等を踏まえつつ、間接民主制・直接民主制と住民自治との関係について整理する必要がある。

**谷川 和穂君(自民)**

- ・ 現行憲法の93条、94条に規定されている住民自治、団体自治という切り口のみでは地方自治を考えることができない時代となっているのではないか。例えば、米国のオハイオ州デイトンで世界で初めて採用されたシティ・マネージャー制度は現行憲法の下では導入することはできないが、地方自治、地方分権の問題を現行憲法の枠内でのみ考えるべきなのか議論する必要がある。

**基本的人権の保障に関する調査小委員会(第2回)**

**【テーマ】**  
**労働基本権(公務員制度改革及び男女共同参画の視点から)**

参考人：菅野 和夫君 (東京大学教授)  
藤井 龍子君 (内閣府情報公開審査会委員・元労働省婦人局長)

質疑者  
野田 毅君(自民) 小林 憲司君(民主)  
太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由)  
春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)  
井上 喜一君(保守新党) 平林 鴻三君(自民)  
水島 広子君(民主) 谷本 龍哉君(自民)  
質疑終了後、自由討議

**菅野和夫参考人の意見陳述の要点**

- 1 現行公務員制度(労働基本権制限の枠組み)の成立
  - ・ 立法政策として公務員制度をどのように構築するかには当たっては、公務員の労働基本権制約の枠組みの成立過程を検討することが、現在でも大きな意味を持つと考える。
  - ・ 公務員の労働基本権制約の理論的根拠として、

一方で、米国における「主権理論」(公務員の使用者は政府ではなく主権者たる国民自身であること、したがって、公務員の労働条件は議が決すべきであって政府には本来決定権がなく公務員と政府の間に団体交渉はあり得ないこと、などをその主たる基礎とする理論)が、一方で、ドライバー報告が挙げられる。ドライバー報告は、その後の東京中郵事件の判例理論や同時期の立法政策にも重要な影響を与えた。

## 2 公務員の労働基本権問題と判例の流れ

- ・当初、最高裁は「全体の奉仕者論」により全面的合憲論を導いたが、強い批判を背景に、東京中郵事件等により判例変更がなされ、その後、さらに全農林警職法事件等による再度の判例変更により全面的合憲論が復活し、現在に至っている。全農林警職法事件の判例理論は、「主権理論」及び議会制民主主義・財政民主主義に基礎を置くものである。
- ・全農林警職法事件による判例変更の功績は、28条の団体交渉原理にどのような制約があるかが問題なのではなく、28条と対立する諸原理があり、28条は相対化・弾力化せざるを得ないことを明らかにしたことでありと考える。
- ・その後、議論は立法政策に移り、三公社のスト権問題は国鉄民営化で決着が付き、非現業公務員については本格的議論がないまま今日に至っている。

## 3 今回の公務員制度改革と労働基本権

- ・公務員の労働基本権を考えるに当たっては、労使関係をどのようにするかは重要な問題である。公務員制度改革大綱(H.13.12)においては、現行の労使関係を維持するように見受けられるが、その検討は今回の公務員制度改革の議論において先送りされている。また、各主任大臣の人事管理権強化、能力・業績主義の導入という大改革に対応した労使関係制度の在り方についても、答えが出されていない。
- ・労使関係における米・欧の二つの立場のうち、ILOは、伝統的に欧の政労使の協議・対話重視の立場に立脚する。それはドライバー報告とそれを継承した東京中郵事件判決の考え方が立脚するところのものである。
- ・とすると、今回のILOの中間報告(H.14.11)のメッセージは、一つは、公務員制度において労使関係をどう構築するかについての関係団体への協議の呼びかけであり、もう一つは、大改革に見合うだけの公務員の労使関係制度につい

での再検討を行うべきではないかという呼びかけであると思われる。

- ・しかし、この問題についての政府の説明は、依然として全農林警職法事件(「主権理論」の立場)に基づくものであり、それではILOに対して説得力は少ないのではないかと考える。
- ・公務員労使関係の難しさは、多数の論点がからみあうこと、また、制度論と運用論が複雑にからみあうことであり、広く意見を徴するプロセスを重視すべきである。

### 藤井龍子参考人の意見陳述の要点

#### 1 雇用の場における女性の地位の向上に大きな影響を与えた日本国憲法

- ・戦前、女性は参政権を持たず、男性に比べ低い地位に置かれていたため、日本国憲法14条や24条の規定は、女性にとって画期的なものであった。
- ・1947年、憲法の労働基本権を具体化するものとして、男女同一賃金の原則を謳う労働基本法が制定され、同時期に設置された労働省に婦人少年局が、各都道府県に婦人少年室が置かれた。
- ・その後、雇用における男女平等議論はなかなか進まなかったが、1975年の「国際婦人年」における世界女性会議(メキシコ)、1979年の女性差別撤廃条約の採択(我が国は1985年に批准)を受けて、国内においても、雇用の分野における男女の機会均等のための法整備への検討が始まった。ここにおいて、男女の「平等」が「女性保護」と衝突することから、大きな議論となった。
- ・1985年に男女雇用機会均等法が制定されて以降、育児休業法やパートタイム労働法の制定等を経て、1999年、「社会のあらゆる分野における活動に男女が共同で参画する機会が確保されることをめざす」男女共同参画社会基本法が成立した。

#### 2 女性労働者の現状

- ・こうして女性の地位向上のための施策が実施されてきたが、我が国の女性労働者の特徴としては、(a)女性労働者の高学歴化・基幹労働力化が進む一方、均等法の遵守状況がまだ不十分である、(b)女性が、出産・育児の時期に仕事を辞め、育児が一段落した後になって再就職するという現象(「M字型カーブ」)が、諸外国と比べて顕著である、(c)女性の就業形態が多様化してきている、(d)ライフスタイルが多様化し、晩婚

の傾向、未婚率の上昇が顕著であるといったことがある。

- ・これらの点を念頭において、女性労働に関する政策を検討すべきである。

### 3 雇用の場における均等を実現するための課題に関する私見

- ・雇用の場における均等を実現するための課題に関し、以下の3点を提唱したい。

(a)行政指導により採用差別等に対処するには限界があるため、強制的な命令権限等をもつ救済機関を設置するといった救済措置の拡充が必要である。

(b)我が国は、「再就職型」の働き方をする女性が多いことから、パートタイム労働対策など再就職を希望する女性のための施策を拡充する必要がある。また、募集・採用時の年齢制限が、女性の再就職に際して障害となることから、その撤廃も検討すべきである

(c)育児・介護等と仕事との両立が容易となる環境を整備する必要性が高まっていることから、国・地方自治体・企業・個人(家庭)の責任分担についての十分な議論と国民的なコンセンサス作りを行う必要がある。

#### 菅野和夫参考人及び藤井龍子参考人に対する質疑の概要

野田 毅君(自民)

<両参考人に対して>

- ・公務員制度改革や男女共同参画の観点から、現在の憲法の規定に不備な点があると考えているか。

<菅野参考人に対して>

- ・公務員制度改革については、行財政改革の視点からも考えるべきではないか。また、民間企業と同様に合理化を進めた場合、民間と比べて公務員の側に不利になるような現実があるか。

<藤井参考人に対して>

- ・「家庭」について、例えば、家族が助け合うことなどを憲法に明記すべきではないかと考えるが、いかがか。

小林 憲司君(民主)

<菅野参考人に対して>

- ・公務員に対する労働基本権の在り方は、各国によってさまざまである。我が国では、労働基本権制約の代償として人事院制度が設けられていることを踏まえ、公務員の労働基本権について

国際的な平仄に合わせるには、どのようにすべきと考えるか。

- ・ワーク・シェアリングを進めていくことが、国民の勤労の権利を実現していくことに資するものとするが、いかがか。

<藤井参考人に対して>

- ・女性の年齢階級別労働力率が「M字型」のグラフ曲線を描くというのは、日本だけの特徴か。
- ・男女共同参画社会について、国民の意識改革は進んでいると思うが、実態が伴っていないと認識する。国民の意識に実態を合わせていくためには、今後、どのような施策が必要と考えるか。

太田 昭宏君(公明)

<菅野参考人に対して>

- ・27条及び28条の規定は現在のままでよいとも考えるが、勤労の義務については、「自己実現を図るため」等の表現を加えてはどうか。
- ・公務員制度改革について、人事院の権限を縮小する方向で議論が進められているが、全農林警職法事件の最高裁判決でも認めているように、人事院制度は労働基本権制約の代償として大切な制度ではないのか。

<両参考人に対して>

- ・公務員の人事制度に、中途採用による雇用の流動性や前向きな競争原理を導入すること等は、組織に活力を与えるために必要と考えるが、いかがか。

<藤井参考人に対して>

- ・育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整備するためには、今後、どのような施策が考えられ、その結果、それはどのようなイメージのものとなるか。

武山 百合子君(自由)

<菅野参考人に対して>

- ・公務員の労働基本権について、具体的な規定を憲法に設けるべきと考えるが、いかがか。また、立法政策で対応するのであれば、どのような法整備が必要と考えるか。

<藤井参考人に対して>

- ・男女の雇用機会均等、育児休業、介護休業等に関して、憲法に現実を踏まえた上で明記すべきことがあるか。また、子育てを終えた人が職場復帰を希望した場合、その受入れを企業に義務付けるという自由党の政策について、感想を伺いたい。
- ・男女共同参画社会の観点から、憲法に位置付けるべきことがあるか。また、立法政策で対応す

るのであれば、どのような法整備が必要と考えるか。

- ・地方公共団体による男女共同参画社会推進のための条例制定等の取組みについて、感想を伺いたい。

### 春名真章君（共産）

<菅野参考人に対して>

- ・公務員制度改革大綱では労働基本権の検討を先送りしているが、そのような中で、労働基本権の制約の代償措置たる人事院の機能を縮減し、任命権者の権限を拡大することは、憲法違反ではないのか。
- ・ILO 勧告は、我が国の公務員に対する労働基本権の在り方について再考すべきとしている。これに対し、政府は、ILO が我が国の公務員制度を誤解しているとして真摯に受け止めようとしていないが、このような政府の考え方はおかしいのではないか。

<藤井参考人に対して>

- ・参考人の意見陳述からは、今なお女性差別が残っているのは、憲法の理念に立法・行政が追いついていないからであると認識されていると感じたが、そのような理解でよろしいか。
- ・男女雇用機会均等法が改正され、差別の禁止等について義務化されたにもかかわらず、女性差別は解消されていない。参考人は、救済措置の拡充で対応すべきとするが、法律に罰則規定を設けてはどうか。

### 金子哲夫君（社民）

<菅野参考人に対して>

- ・公務員制度改革大綱において、公務員の労働条件や勤務条件に係る事項が多く記載されているにもかかわらず、労使を交えた議論が行われていないことは問題であると考え、いかがか。
- ・ILO の勧告は、公務員の労働関係についての労使間の話し合いを促していると考え。このことを、日本は、基本認識として捉えるべきであると考え、いかがか。

<藤井参考人に対して>

- ・日本の労働法制においては、努力規定が多く、企業努力に委ねている事項が多過ぎると考える。このまま企業の良心に委ねていても、それらの規定は守られないのではないか。
- ・女性の占める割合の高いパート労働者や有期雇用労働者と正社員との間の賃金格差が拡大しつつある現在、パート労働者等と正社員との同一価値労働同一賃金を保障していくべきであり、

それは、すなわち女性労働者の賃金を引き上げていくことにもなると思うが、いかがか。

### 井上喜一君（保守新党）

<菅野参考人に対して>

- ・労使関係等の実態にかんがみした場合、公務員について、労働基本権は、およそ認められないと考えるか。認められるとすればどのような権利か。

<藤井参考人に対して>

- ・男女共同参画社会について、さまざまな理解がなされているようである。私は、性別に応じた特性や役割といったものはあって構わないと考えるが、そもそも男女共同参画社会の原点を伺いたい。
- ・国が、法律等に規定することにより、家庭というプライベートな場にまで干渉していくことは問題ではないかと考えるが、いかがか。

### 平林鴻三君（自民）

<藤井参考人に対して>

- ・男女共同参画に係る現行憲法の条文には、基本的に修正すべき点はないと考えるが、いかがか。
- ・参考人は、雇用の場における均等を実現するために必要なものとして救済措置の拡充を挙げているが、公務員関係ならともかく、私企業における労使関係には私的自治の原理に委ねる部分も多く、男女共同参画社会の実現を推進すべく行政が介入していくことはなかなか困難な問題であると考え。参考人の考える行政が行う救済措置の具体策はどのようなものか。

<菅野参考人に対して>

- ・公務員の労働条件等については、法定されるという原則がある以上、労使間の交渉で決められるという性質のものではないと考えるが、いかがか。
- ・ILO の勧告や報告は、憲法や国内法に優先するものではないので、直ちにこれに従う必要はないと考えるが、いかがか。

### 水島広子君（民主）

<藤井参考人に対して>

- ・社会生活において妊娠や出産等の生物学的な事象に起因した差がつかないようにするのが、男女共同参画社会の考え方であると思うが、いかがか。
- ・日本は、仕事と私生活のバランス、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」が極端に悪い国であると言われるが、これを端的に示すデータ

等があれば教えていただきたい。また、憲法の理念を活かすには人間としての尊厳が保たれる環境の提供が重要であるという観点から、「ワーク・ライフ・バランス」を考える必要があると考えるが、いかがか。

- ・民主党は、2001年には、「労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための育児休業、介護休業等に関する法律案」を国会に提出し、今年に入り、パート労働者の均等待遇原則を定めた法案の骨子をまとめたところであるが、参考人は、このような方向性についてどのように考えるか。

<菅野参考人に対して>

- ・以上の点について、労働法の大家としてのご意見があれば伺いたい。

#### 谷本龍哉君(自民)

<菅野参考人に対して>

- ・現在の日本の公務員の労働基本権に関して、28条の観点からは、ILO勧告にもあるように、給与決定等に公務員自身が参画していないことが論点となると思うが、一方、使用者は国民全体であるとの考え方(主権理論)、41条の議会制民主主義や83条の財政民主主義の観点からは、それらは労使間の自由な合意によるべきではないと理解するのが自然である。参考人は、このような二つの観点からの考え方の調整を、どのように図るべきかと考えるか。

<藤井参考人に対して>

- ・日本では、これまで、平等とは結果の平等であるかのような用いられ方をしてきたが、重要なことは、評価や競争条件の平等である。特定の性別や人種を対象に優遇策を設ける国もあるようだが、参考人は、ある程度強引にでも、国が、男女平等の社会の実現という結果の平等を求めべきであるかと考えるか、あるいは、環境や条件の整備を中心に行っていくべきであるかと考えるか。

#### 自由討議における委員の発言の概要(発言順)

##### 倉田雅年君(自民)

- ・公務員の早期退職勧奨の慣行を廃止するとともに、定年年齢を延長することにより、「天下り」が減り、特殊法人が整理され、ひいては、行財政改革が推進されることになると考える。

##### 春名真章君(共産)

- ・(a)ILO加盟に当たっての諸条件及び98条に定

める条約遵守義務にかんがみれば、公務員の労働基本権に関するILO勧告を無視するかのような政府の姿勢には問題があること、(b)14条で性差による差別を禁止しているにもかかわらず現実には差別が存在しているため、藤井参考人の提言をも踏まえた上で、その差別の解消に取り組む必要があること、(c)公務員の労働基本権が制約されていることは問題であり、憲法の精神を実現するという観点から解決を図るべきであること等の課題について、憲法調査会において、掘り下げて議論していくべきである。

##### 平林鴻三君(自民)

- ・ILO勧告は国家主権を侵害するような性質のものではなく、また、憲法や国内法に優位するものでもない。公務員制度については、我が国の実情に応じた制度の構築を図るべきである。

##### 金子哲夫君(社民)

- ・公務員の労働基本権については、ILO勧告を受け入れるか否かは主権の問題であるにせよ、ILOという国際組織が労働に関する国際基準を踏まえて発した勧告を相応に尊重した形で議論するとともに、ILOに提訴しなければ事態の打開を図ることができなかったという現状を深刻に受けとめるべきである。
- ・労働基本権が労働運動の中で確立されてきたという歴史的経緯を踏まえた上で、公務員の労働基本権については、(a)公務員も労働者である以上労働基本権を原則的に保障する、(b)十分な議論を通じてどこまでその制約を認めるかを決定する、(c)制約を行う場合には代償措置を検討する、という順序において議論を進めるべきである。

##### 平林鴻三君(自民)

- ・公務員の労働条件等は、国会での議論を経た上で、法律により定められるものである。ILO勧告は、憲法や国内法に優位するものではなく、国会で議論を行う際の考慮要素に過ぎない。

##### 今野東君(民主)

- ・家族の助け合いの精神を憲法に明記することは、家族の在り方に一定の枠をはめる結果になりかねない。むしろ、夫婦の多様な在り方を認める社会を実現する方向において、国民のコンセンサスの形成を図るべきであり、その過程の中で、男性の育児休業がとりやすいような環境整備等について検討すべきである。

**春 名 真 章君(共産)**

・日本は、ILO条約の加盟国である以上、公務員の労働基本権の議論に当たっては、公務員の労働基本権に関するILO勧告を踏まえた議論を行う必要がある。それは、ILO勧告が憲法や国内法に優位するか否かという議論ではない。

**大 出 彰小委員長**

・公務員の労働基本権に関するILO勧告について、日本では、「中間報告」であり最終的なものではないと誤解されているようであるが、ILOの当局者によれば、勧告部分は既に勧告としての効力を有しているものであり、国際常識に沿った形で日本の公務員制度改革が行われるのを期待しているとのことである。

・公務員の早期退職勧奨の慣行、独立行政法人制度の在り方等を見直すことを通じて、適切な制度改革を行うべきである。

**意見窓口「憲法のひろば」**

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

**これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳**

- ・受付意見総数：2016件(3/13現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1238	封書	391
FAX	230	E-mail	157

- ・分野別内訳

前文	109	天皇	76
戦争放棄	1377	権利・義務	53
国会	33	内閣	33
司法	9	財政	11
地方自治	10	改正規定	14
最高法規	8	その他	1237

- ・中間報告書に関する意見：8件

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

**委員及び幹事の異動等**

**委員の異動**

3月11日、議長において、以下のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名しました。

辞任	補欠
川崎 二郎君(自民)	遠藤 和良君(公明)
	(委員の各会派割当数変更)

**【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】**

FAX 03-3581-5875  
 E-mail kenpou@shugiin.go.jp  
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1  
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係  
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

**今後の開会予定**

日付	開会時刻	会議の内容
H15 3.18 (火)	午前 10:00	憲法調査会(委員派遣承認申請)
H15 3.27 (木)	午前 9:00	憲法調査会(小委員長からの報告聴取及び自由討議)

諸般の事情により変更される可能性があります。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

**〈衆議院会議録議事情報〉**

[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

**〈国立国会図書館〉**

<http://kokkai.ndl.go.jp/>